平成２８年（フ）第１４１号
青森県三戸郡田子町大字田子字田子上ノ平21番地　上ノ平住宅１－３号、前住所青森県三戸郡田子町大字田子字西舘野60番地の３
債務者　伊藤　厚子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
仙台市宮城野区岩切字千刈田89番地の２　レジデンス・カトウⅠ－101
債務者　千葉　裕太
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７２２号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目35番地の21
債務者　野本　恵子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７７４号
仙台市太白区中田町字二軒橋１番地の14　フェリス南仙台102
債務者　原田　　颯
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
秋田市雄和下黒瀬字野中138番地１
債務者　渡辺　　裕
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７号
福島市大森字日ノ下40番地の12日ノ下ハイツＢ－３
債務者　丹野　明美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３２６号
茨城県笠間市小原374番地
債務者　友部　悠一
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３５２号
茨城県水戸市三湯町661番地
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２２５号
茨城県つくば市谷田部6341番地
債務者　町田　光子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
群馬県桐生市宮本町３丁目６番１号
債務者　石川　圭三
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第８９号
群馬県みどり市大間々町大間々628番地10
債務者　久保田敬亨
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１１９２号
千葉県市原市南国分寺台３丁目５番地25　ハイツ時田Ｂ102
債務者　山口　久美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１０号
千葉市若葉区西都賀１丁目17番１号　サンスクエア都賀102号
債務者　浅利　　聡
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１１号
千葉市若葉区西都賀１丁目17番１号　サンスクエア都賀102号
債務者　浅利　昭子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３７号
千葉市中央区出洲港13番６号　みなと住宅２棟405号
債務者　阿部　喬之
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７０号
千葉市美浜区真砂４丁目４番３棟610号
債務者　渡邉　忠司
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９１号
石川県河北郡津幡町字潟端631番地　アウローラⅠⅠ202号、従前の住所石川県河北郡津幡町字潟端つ17番地19
債務者　福永　宏光
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
金沢地方裁判所民事部